

V. 申込用紙の郵送による申込方法

1. 申込提出書類

申込提出書類(申込用紙1・2)に必要事項を記入し、送付状に記載の商工会議所・商工会に提出してください。

■申込用紙1

「令和4年度 再商品化委託契約申込書」

※契約約款の部分はミシン目にて切り離し、貴社(組合)で保管してください。

■申込用紙2

「令和4年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙」

※申込用紙1と申込用紙2の両方を提出してください。

※ 注意事項

申込みを行った後、申込内容に変更が生じた場合には、「令和4年度 申込・契約訂正等申請書」に変更・訂正内容を記入し、必要書類を添えて、当協会まで郵送してください。
一定基準以下の小規模事業者は法の適用を除外されます。
その場合には、「令和4年度 非申込FAX返信票」に必要事項を記入し、当協会にFAXにて返送してください。

2. 申込用紙2について

申込用紙2は、「どの容器包装について申込むか(ガラスびん(3色)、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)」及び「容器包装を利用しているか、又は製造等しているか」の区分ごとに、12種類に分かれています。下記を参考に、貴社(組合)が該当する用紙のみを選んでご記入、ご提出ください。

■該当する用紙を選択する

●容器包装を「利用する」「製造等する」とは何か

容器包装を「利用する」とは・・・	容器を「製造等する」とは・・・
<ol style="list-style-type: none">1) 販売する商品を特定容器に入れること2) 販売する商品を特定包装に包むこと3) 販売する商品で、特定容器に入れられたもの又は特定包装で包まれたものを輸入すること4) 上記1)～3)を他者に委託すること ※商品の輸入業者は、「利用」「製造等」両方の用紙にご記入いただく必要があります。	<ol style="list-style-type: none">1) 特定容器を製造すること2) 特定容器を輸入すること3) 販売する商品で、特定容器に入れられたものを輸入すること4) 上記1)、2)を他者に委託すること ※ なお、「特定包装」の「製造等」については、法の対象にならず、申込みは不要です。

■算定方式の決定(「自主算定方式」又は「簡易算定方式」)

申込用紙2には、上段に「自主算定方式」、下段に「簡易算定方式」の2種類の記入欄が設けられています。下記を参考のうえ、各容器包装区分(素材)、用途ごとにいずれかの方法で算定、ご記入ください。

●「自主算定方式」「簡易算定方式」のいずれを用いて算定を行うかについて

前年度において利用又は製造等した容器包装の量のうち、下記の量を把握できる場合、または下記の量がない場合には、「自主算定方式」により算定を行います。(なお、下記の量がない場合は、「0」として計算します。)

事業活動により費消された商品に用いられた量

事業者への販売商品に用いられた容器包装など、不要となった際に家庭からは排出されず、事業者がエンドユーザーである商品に付された容器包装の量です。

例1. レストランの店内で使用されるソースのポリ袋の量 例2. 病院や事業系ごみとして処分される薬品容器の量

例3. メーカーや小売店で廃棄される商品流通用梱包材の量

事業活動により費消された商品に用いられた量が把握できない場合は、「簡易算定方式」により算定します。

●用途ごとに異なる算定方式を用いることについて

同一事業者が同一の特定分別基準適合物(素材)の容器包装について2つ以上の用途にまたがって該当する場合は、用途ごとに「自主算定方式」または「簡易算定方式」のいずれかにて申請することができます。

ただし、一つの用途の中で「自主算定方式」と「簡易算定方式」を混合して用いることはできませんので、いずれか一方の方式にて申請してください。

例. 同一事業者が、「プラスチック製容器」を「食料品」「医薬品」の2つの用途に利用している場合、「食料品」を「自主算定方式」、「医薬品」を「簡易算定方式」で算定することは可能です。ただし、「食料品A」を「自主算定方式」、「食料品B」を「簡易算定方式」で算定することはできません。

各申込用紙の記入例 ▶ 次ページの申込用紙の記入例を参考に、ご記入ください。

申込用紙1の記入例

下記に申込用紙1、裏面に申込用紙2の記入例（プラスチック製容器包装（利用事業者）のケース）を掲載しましたので、参考のうえご記入ください。

※送付状に記載の「特定事業者コード」を必ず転記してください。

※「特定事業者名」の記入にあたっては、法人格を示す名称（「株式会社」「有限会社」等）を省略せずに必ず記入してください。なお、個人で経営されている場合は、個人名（経営者名）をご記入ください。

※代表者印を必ず押印してください。

■ 特定事業者名

社名変更している場合は訂正申請書・登記簿が必要となります。（※過去に一度でも申込みされている方のみ）詳細は「令和4年度 申込・契約訂正等申請書」をご参照ください。

※カナ欄は、法人格を示す名称（カブシキガイシャ、等）を省略せずにご記入ください。

■ 特定事業者所在地

所在地（法人・組合等は、登記簿上の所在地又は主たる事業所の所在地、個人事業者は主たる事業所の所在地）をご記入ください。郵便番号並びに都道府県名も必ずご記入ください。

■ 資本金等

資本の額又は出資の総額を千円単位でご記入ください。個人事業主の方は記入不要です。

■ 所属団体

所属団体がある場合にはその名称をご記入ください。

■ ピーク時の従業員数

再商品化義務量算定基準決算年月期間中において使用したピーク時の従業員数を人単位でご記入ください。

常時使用する従業員とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約上、常雇である旨が積極的ないし消極的に示されている者（パート・アルバイトも含めます）をいいます。

なお、次に掲げる者は常時使用する従業員ではありません。

- (1) 事業主又は法人の役員
- (2) 臨時従業員
- ア. 日々雇入れられる者（ただし、1か月を超えて引き続き雇入れられる場合を除く）
- イ. 2か月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ウ. 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- エ. 試みの使用期間の者（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）

令和4年度 再商品化委託契約申込書（申込用紙1） 令和4年2月10日（木）締切

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）」に基づき特定分別基準適合物の再商品化の業務（「容器包装リサイクル法」第10条の2による市町村への金銭の支払業務を含む。）に関して、令和4年度再商品化委託契約約款（以下「約款」という。）の各条項を確認・同意し、下記のとおり公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に委託申込をします。再商品化委託契約は、協会が、申込みに対する再商品化委託承諾書をオンラインにより発行し当該承諾書にアクセス可能となった時に成立し、約款が適用されることを承知します。申込書の記載事項に過誤を発見したときは直ちに協会に書面で通知します。

● 特定事業者コード 4□△△△△△□○□○□○ ※送付状に記載の「特定事業者コード」を必ず転記してください。

● 令和 年 月 日

● 特定事業者名

● 代表者役職 ・ 氏名

※「特定事業者名」の記入にあたっては、法人格を示す名称（「株式会社」「有限会社」等）を省略せずに必ず記入してください。なお、個人で経営されている場合は、個人名（経営者名）をご記入ください。

● 印の項目は必ずご記入ください。（※消せるボールペンは使用しないでください。）

● 特定事業者名	(カナ) カブシキガイシャ ヨウキホウソウショウジ 株式会社 容器包装商事	代表者役職	(カナ) ナイショウリシマリヤクシヤチョウ 代表取締役社長	● 代表者氏名	(カナ) ヨウキチロウ 容器一郎
● 特定事業者所在地（本社所在地）	(カナ) トウキョウ ミナト トラムン 〒123-1111 東京都 港区 虎ノ門1-12-1 第一ビル2F	● 代表電話番号		03-0000-0000	
● 資本金等	千円 ○○○○	● ピーク時の従業員数 ※必須となります	×××	● 全事業の売上高（消費税込み） ※必須となります	千円 △△△△
● 所属団体名（複数ある場合は複数記入）	○×× 商業組合 △△△ 協会	● 会社（個人事業）設立年月	M T S H x x 年 △ △ 月	● 再商品化義務量算定基準決算年月（算定根拠となった直近の決算年月を記入。詳細は申込要領P.10をご参照ください）	令和△△年××月
● 担当部署（書類送付先）	住所 ※特定事業者所在地と同一の場合は、省略可。 〒123-1112 東京都 港区 虎ノ門6-1-2	● TEL	03-0000-0001	● FAX	03-0000-0002
● E-mail	○○○部 ○○○課長		● 担当者氏名	(カナ) ヨウキジロウ 容器二郎	
● 再商品化実施委託料金の支払方法	年間再商品化実施委託料金が3千万円以上（税抜） 1 2分割（4月：50%、7月：50%） 2 4分割（4月：40%、7月：30%、10月：15%、1月：15%） 3 一括払い（7月） 年間再商品化実施委託料金が10万円超、3千万円未満（税抜） 4 3分割（7月：50%、10月：25%、1月：25%） 5 一括払い（7月） 年間再商品化実施委託料金が10万円以下（税抜）		● 再商品化実施委託料金の合計（円/税抜）	××××××	
● 再商品化実施委託料金の支払先	商工会議所/商工会使用欄		協会使用欄		

■ 全事業の売上高

すべての事業の年間売上高総額（消費税込み）を千円単位でご記入ください。

■ 主たる業種

以下の区分に従い、貴社が属する業種の番号を選択し、ご記入願います。

- 1 食品製造業
- 2 清涼飲料・茶・コーヒー製造業
- 3 酒類製造業
- 4 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
- 5 医薬品製造業
- 6 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調製品製造業
- 7 農林・漁業
- 8 その他の製造業等（建設業、運輸・通信業、不動産業等含む）
- 9 酒類卸売・小売業
- 10 医薬品卸売・小売業
- 11 食品卸売・小売業
- 12 苗・種子卸売・小売業、花、植木卸売・小売業
- 13 その他の卸売・小売業
- 14 サービス業
- 15 上記以外のその他の業種

■ 主たる業種の記入方法について

官公庁や民間企業によるアンケート調査等にお答えになる際、通常ご記入されている業種の番号をご記入ください。なお、貴社における事業内容が複数の業種に該当する場合、売上高の最も多い業種をお選びください。また、貴社がどの業種に該当するか不明な場合、以下の事例を参考に記入してください。

- ＜参考事例＞
- ・組合（農業組合、森林組合、漁業協同組合）⇒⑦
 - ・組合（生活協同組合）⇒⑩
 - ・組合（その他）⇒⑮
 - ・鉄道業、ガス・電気・水道業⇒⑧
 - ・公社、公益財団・社団法人、一般財団・社団法人等⇒⑧
 - ・製氷店舗⇒⑧
 - ・包装材製造関連⇒⑧
 - （※製造する包装材の用途に関わらず⑧を選択してください）
 - ・持ち帰り弁当店舗、ピザ宅配店舗⇒⑪
 - ・飲食店・外食産業⇒⑮
 - ・情報サービス・調査業⇒⑭
 - ・宿泊施設⇒⑭
 - ・新聞販売所⇒⑮

※担当部署の電話番号を必ず記入してください。

※担当者氏名を必ず記入してください。

■ E-mail アドレス

E-mail アドレスをお持ちの方は、担当者の E-mail アドレスをご記入ください。
0（ゼロ）と O（オー）、1（イチ）と I（エル）など、一見して区別が付きにくい英数字は、読みがなを振ってください。なお、携帯電話の E-mail アドレスの登録はできませんので、ご了承ください。

■ 再商品化実施委託料金

容器包装区分（素材）ごとの再商品化実施委託料金（1. ～ 6.）を合計し、円単位でご記入ください。

■ 会社（個人事業）設立年月

M（明治）・T（大正）・S（昭和）・H（平成）・R（令和）のいずれかに○をし、設立年月をご記入ください。

■ 再商品化義務量 算定基準決算年月

再商品化委託申込量を算定する根拠となった決算年月を、下記を目安にご記入ください。
12月決算の場合 → 令和3年12月
1月決算の場合※ → 令和4年1月
2月決算の場合 → 令和3年2月
3月決算の場合 → 令和3年3月
※ 1月決算の事業者で令和3年度申込みにおいて、令和3年1月ではなく、令和2年1月の数値を用いた場合は、令和4年度申込みにおいては、令和3年1月の数値を用いても構いません。その場合、前年度申込みとの継続性でご判断ください。

申込用紙2の記入例

下記の申込用紙2の記入例（プラスチック製容器包装（利用事業者）のケース）を参考に、申込用紙2をご記入ください。

申込用紙1に記入したとおりの特定事業者コードを、左詰めでご記入ください。

0の場合は、「0」とご記入ください。

申込用紙1に記入したとおりの事業者名をご記入ください。なお、法人格を示す名称(株式会社、等)は省略せずにご記入ください。

令和4年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

プラスチック製容器包装

利用事業者用

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

自主算定方式		特定事業者コード	特定事業者名					
用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.60169	(A)	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜) 53.0円/kg	再商品化実施委託料金(円) (税抜) 126,723
清涼飲料等	5,000	2,000	0	3,000	0.59992	(B) 1,800		
酒類					0.60551	(C)		
石鹸・塗料等					0.55970	(D)		
医薬品	3,000	0	2,050	950	0.62255	(E) 591		
化粧品等					0.60024	(F)		
小売					0.62322	(G)		
上記以外の用途					0.62514	(H)		
包装					0.43762	(I)		
注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 （「主たる業種」という意味ではありません。）						⑥=(A)~(I)の合計		
再商品化委託申込量(kg)→						2,391		

簡易算定方式		※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できない場合には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くこととなりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×(100-事業系比率)(%)の算式によって算出されています。							
用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①-②のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)	
食料品					0.51143	(A)	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜) 53.0円/kg	再商品化実施委託料金(円) (税抜) 126,723	
清涼飲料等					0.53993	(B)			
酒類					0.48441	(C)			
石鹸・塗料等					0.50373	(D)			
医薬品					0.24902	(E)			
化粧品等					0.57023	(F)			
小売					0.52974	(G)			
上記以外の用途					0.40634	(H)			
包装					0.32821	(I)			
注1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 （「主たる業種」という意味ではありません。）						⑥=(A)~(I)の合計			⑦=再商品化実施委託単価
再商品化委託申込量(kg)→						53.0			

簡易算定方式の場合は、控除することができません。

再商品化委託申込量⑥に、再商品化実施委託単価⑦を乗じて「再商品化実施委託料金」を算出し、円単位でご記入ください。(1円未満は切り捨て)

■ 用途とは
再商品化義務量は「用途」ごとに算出しますが、その「用途」は、その容器包装がどんな用途(業種)に用いられるか、中身商品や用いられる場所により判断します。『用途の例』を申込用紙2の表紙の裏面に記載していますので、ご覧ください。

■ 算出方法
前事業年度において、当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の算出方法
①=A×B÷1,000(小数点第1位を四捨五入)
①: 当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の量(kg)
A: 特定容器包装の1個当たりの重量(g)※
B: 当該特定容器包装を用いた商品の販売個数(国外へ輸出される商品の個数を除く)

※ 特定容器包装の1個あたりの重量について
特定容器包装の1個あたりの重量については、複数の特定容器包装の重量を実測(おおむね10個以上)し、その平均値をグラム単位(小数点第1位を四捨五入する)で求めたものを用います。ただし、整数1桁以下の場合、有効数字2桁(3桁目を四捨五入する)の重量とします。

■ 具体例
自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の具体例
◎ スーパーマーケット・生協等が自ら店頭回収したプラスチックトレイ
◎ 清涼飲料メーカーが販売店に委託して回収したガラスびんなど

■ 「事業活動により費消した特定容器包装」とは
P.9の「算定方式の決定(「自主算定方式」又は「簡易算定方式」)の記載をご参照ください。